議案第39号参考資料

改正による影響

(1)後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引き上げによる税額の影響

	改正前	改正後	差引
限度超過世帯	121 世帯	95 世帯	△26 世帯
被保険者数	319 人	247 人	△72 人
限度超過額	14, 895, 705 円	12,748,557円	△2,147,148円

※限度超過世帯、限度超過額等が減少するため、課税額が2,147千円増額と 試算しております。

(2) 5割軽減及び2割軽減の範囲の拡充による税額への影響

		改正前	改正後	差引
5割軽	軽減世帯数	1,573 世帯	1,610 世帯	37 世帯
減世帯	被保険者数	2,712 人	2,776 人	64 人
	軽減税額	65, 931, 499 円	67, 454, 537 円	1,523,038円
2割軽	軽減世帯数	1,331 世帯	1,356 世帯	25 世帯
減世帯	被保険者数	2,319 人	2,375 人	56 人
	軽減税額	22, 224, 145 円	22, 752, 455 円	528, 310 円
軽減税額の合計		88, 155, 644 円	90, 206, 992 円	2,051,348 円

(3)上表により、国民健康保険税全体で課税額は、約10万円の増額と試算しております。

※令和5年3月31日現在で、令和3年分所得により試算